

春日井市都市再生整備計画評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生整備計画の事後評価を実施するに当たり必要な意見を得るため、春日井市都市再生整備計画評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(意見を求める事項)

第2条 委員会において意見を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の達成状況、実施過程等に関すること。
- (2) まちの課題の解決状況、改善策等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者及び評価対象地区関係者のうちから市長が依頼する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 委員会は、市長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、評価対象の都市再生整備計画を所管する課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月17日から施行する。